

和歌山県青少年健全育成条例

制定 昭和五十三年十月十九日 条例第三十六号
改正 昭和五十八年十二月二十七日 条例第三十二号
昭和五十九年十二月二十日 条例第三十五号
平成四年三月三十日 条例第一号

平成八年十月十一日 条例第四十号
平成十年十二月二十四日 条例第三十九号
平成十一年十二月二十四日 条例第四十号
平成十三年十二月二十一日 条例第五十九号
平成十四年三月二十六日 条例第十三号
平成十六年九月三十日 条例第五十一号
平成十八年九月三十日 条例第八十六号
平成十九年七月五日 条例第六十号
平成二〇年十月三日 条例第四十八号

(目次)

- 前文
- 第一章 総則(第一条~第四条)
- 第二章 健全育成に関する施策(第五条~第七条)
- 第三章 健全育成を図るための責務等(第八条~第十二条)
- 第四章 健全育成を図るための環境の整備(第十三条~第二十一条)
- 第五章 健全育成を阻害する行為の規制(第二十二条~第二十九条)
- 第六章 審議会への諮問(第三十条)
- 第七章 補則(第三十一条~第三十二条)
- 第八章 罰則(第三十三条~第三十五条)
- 附則

(前文)

次代を担う青少年が、社会の成員として尊ばれながら、希望に満ち、心身ともに健やかに成長することは、県民すべての願いである。

この願いは、青少年自らが生きがいの目標を確立し、個の充実と連帯性を伸ばすよう努めるとともに、県民一人ひとりが、青少年を健全に育成しようとする深い認識と強い意欲をもち、まことにこのこもった社会づくりに努めることにより実現されるものである。

われら県民は、この重大な責務の達成に努力することを決意し、ここに全県民の願いをこめて、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、青少年の健全な育成に関する大綱を定めるとともに、その健全な育成を阻害する行為の規制と青少年を取り巻く環境の整備を行い、もって青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(指導目標)

第二条 青少年の健全育成に関するすべての指導は、青少年の自主性を尊重し、その活力を發揮させることを基調として、正しい人間形成を図ることを目標とする。

(県民の責務)

第三条 すべて県民は、それぞれ次の責務を有する。

- (一) 青少年は、社会の成員としての自覚と責任をもち、次代を担う有為な社会人として成長するように努めなければならない。
 - (二) 保護者は、青少年を健全に育成することが本来の責務であることを深く自覚し、青少年を常に温かい環境の中で育成するように努めなければならない。
 - (三) 県民は、青少年の健全育成を図ることが県民一人ひとりに課せられた責務であることを深く認識し、それぞれの立場から青少年の自主的活動を積極的に促進し、健全育成を阻害するおそれのある行為から青少年を保護するとともに、青少年を取り巻く環境の浄化に努めなければならない。
- 第四条 県は、青少年の健全な育成を図るため、市町村と相互に緊密な連携を保ちながら地域の実情に応じた施策を策定し、これを実施するように努めるものとする。

第二章 健全育成に関する施策

(県の基本施策)

第五条 県は、青少年の健全な育成を図るため、行政のそれぞれの分野において青少年に関する施策を推進するとともに、次に掲げる施策が総合的に調整され実施されるように努めるものとする。

- (一) 青少年の健全育成に関する推進体制の整備に関すること。
- (二) 青少年団体等の自主的かつ健全な活動の助長に関すること。
- (三) 青少年指導者の確保に関すること。
- (四) 青少年の健全育成施設の整備に関すること。
- (五) 青少年を取り巻く環境の整備と非行等の防止に関すること。
- (六) 青少年の健全育成に関する県民の自主的活動の助長に関すること。

(推奨)

第六条 知事は、映画、演劇、音楽、書籍、遊具その他これらに

類するもので、その内容が青少年の健全な育成に有益であると認めるものを推奨することができる。

(顕彰)

第七条 知事は、青少年の健全な育成及び非行の防止について、特に顕著な功績があると認められる者又は青少年若しくは青少年団体の模範と認められるものについては、これを顕彰するものとする。

第三章 健全育成を図るための責務等

(定義)

第八条 この章以下において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (一) 青少年 十八歳に達するまでの者(法律の規定により成年に達したものとみなされる者を除く。)をいう。
- (二) 保護者 親権者、未成年後見人その他の者で、青少年を現に保護監督するものをいう。
- (三) 興行 映画、演劇、演芸、見せ物その他の興行をいう。
- (四) 図書等 書籍、雑誌その他の出版物、図画、写真、映画フィルム、スライドフィルム、録音盤、コンパクトディスク、ビデオディスク、シー・ディー・ロム及び音声又は映像を内容とする録音テープ、ビデオテープ、フロッピーディスクその他電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下同じ。)による記録に係る記録媒体並びにこれらに類するものをいう。
- (五) 器具類 がん具、遊具その他の器具類をいう。
- (六) 広告物 常時又は一定の期間継続して屋外又は屋内で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。
- (七) 指定薬品類 身体に催眠、めいてい、興奮、幻覚等の作用を有する薬品類で、知事が指定するものをいう。
- (八) 有害薬品類 毒物及び劇物取締法施行令(昭和三十年政令第二百六十一号)第三十二条に規定する興奮、幻覚又は麻酔の作用を有する物及び指定薬品類をいう。
- (九) テレホンクラブ等営業 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業及び同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業をいう。
- (十) 利用カード テレホンクラブ等営業を営む者の提供する役務を利用するために必要な電話番号、会員番号、暗証番号等の情報が記載されているカードその他の物品であつて、当該役務の提供される数量に応ずる対価を得て発行さ

れるものをいう。

(十一) 青少年入場禁止場所 第十三条第一項の規定により指定された興行を行う場所、テレホンクラブ等営業を営む場所（以下「テレホンクラブ等営業所」という。）並びに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項に規定する風俗営業及び同条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る営業所（同条第一項第八号の営業に係る営業所を除く。）をいう。

(保護のための通報等)

第九条 何人も、青少年の非行が行われ、若しくは行われるおそれがあると認めるとき、又は青少年の健全な育成を害し、若しくは害するおそれがある環境を発見したときは、必要に応じ、保護者及び青少年の保護又は補導に当たる関係機関（以下「関係機関」という。）に通報する等積極的に対応するように努めなければならない。

第十条 旅館、興行場、飲食店、遊技場その他これらに類する業を営む者及びこれに従事する者は、当該営業の施設において青少年が喫煙、飲酒、有害薬品類の使用等の不健全な行為をし、又は青少年に対し、その福祉を害する行為等がなされ、若しくはなされようとしているときは、これを防止するため当該行為者に注意を与え、説得し、必要に応じ、保護者又は関係機関に通報する等青少年の保護に努めなければならない。

(店舗型性風俗特殊営業をしようとする者の責務等)

第十一条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第六項第四号に規定する店舗型性風俗特殊営業の施設を設置しようとする者は、その設置場所が青少年施設等に近接する等青少年の健全な育成上必要な環境が著しく阻害されることのないよう特に配慮しなければならない。

2 知事は、前項の施設の設置により青少年の健全な育成上必要な環境を著しく阻害するおそれがあると認めるときは、地元住民の意見を尊重し、適切な措置を講じなければならない。

(テレホンクラブ等営業を営む者の責務)

第十一条の二 テレホンクラブ等営業を営む者は、そのテレホンクラブ等営業が青少年の健全な育成上必要な環境を阻害することのないよう特に配慮しなければならない。

(関係業者等の自主規制)

第十二条 興行を主催する者、図書等を取り扱う者、刃物類（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）の適用を受け刃物刀剣類を除く。以下同じ。）若しくは器具類を販売する者、広告物を掲示し、若しくは管理する者又は遊技場を営む者は、相互に協力し、青少年の健全な育成を害しないよう自主的な措置を講じなければならない。

第四章 健全育成を図るための環境の整備

(有害指定等)

第十三条 知事は、興行、図書等のうち、その内容の全部又は一部が、著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、犯罪を誘発し、又は著しく犯罪性を助長する等青少年の健全な育成を害するおそれがあると認めるときは、当該興行又は図書等を青少年の健全な育成に有害なものとして指定することができる。

2 知事は、刃物類、器具類のうち、その構造又は機能が人体に危害を及ぼすおそれがあり、又は器具類が著しく性的感情を刺激し、若しくは犯罪性を助長する等青少年の健全な育成を害するおそれがあると認めるときは、当該刃物類又は器具類を、青少年の健全な育成に有害なものとして指定することができる。

3 知事は、前2項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

4 第一項及び第二項の指定は、前項の公示があったときに効力を生ずる。ただし、知事が次に掲げる者に当該指定をした旨の通知をした場合において、当該公示の前に当該通知の到達したときは、当該到達した時にその者に対して指定の効力を生ずる。

(一) 興行を主催する者又は当該興行を行う興行場を営業者者（以下「興行者」という。）

(二) 図書等の販売又は貸付けを業とする者

(三) 刃物類又は器具類の販売又は貸付けを業とする者

5 第一項及び第二項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、青少年の健全な育成に有害な図書等又は刃物類若しくは器具類とする。

(一) 全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為（以下「卑わいな姿態等」という。）を被写体とした写真であつて規則で定める内容を有するもの

(二) 書籍、雑誌その他の出版物であつて、卑わいな姿態等を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定める内容を有するものを掲載するページ（表紙を含む。以下同じ。）の数が当該書籍、雑誌その他の出版物のページの総数の五分の一以上を占めるもの

(三) ビデオディスク、ビデオテープであつて、卑わいな姿態等の場面で規則で定める内容を有するものを記録した時間が合せて三分を超えるもの

(四) 刃物類（家庭用、学習用又は業務用（規則で定めるものに限る。）として製作された認められる刃物類を除く。）であつて、規則で定めるところにより計った刃体の長さが六センチメートルを超え、かつ、規則で定める形状、構造又は機能を有するもの

(五) 圧縮空気、圧縮ガス、圧縮バネその他のものの反動力を

利用し、弾丸を発射させるがんに、規則で定める機能を有するもの

(六) 主として性に関する器具、がん具その他の物品で規則で定めるもの

(有害興行の観覧の禁止等)

第十四条 興行者は、前条第一項の規定による指定があつた興行を青少年に観覧させてはならない。

2 興行者は、前条第一項の規定による指定があつたときは、当該興行場に入場しようとする者の見やすい箇所に、その指定があつた旨及び青少年の観覧を禁止する旨の表示を当該興行の期間中掲示しなければならない。

(有害図書等の販売又は貸付けの禁止等)

第十五条 図書等の販売又は貸付けを業とする者は、第十三条第一項の規定による指定のあつた図書等及び第十三条第五項に規定する図書等（以下「有害図書等」という。）を青少年に販売し、贈与し、頒布し、交換し、若しくは貸し付け、又はこれを見せ、読ませ、若しくは聞かせてはならない。

2 図書等の販売又は貸付けを業とする者は、有害図書等を他の図書等と区分し、店内の容易に監視のできる場所に置かなければならない。

3 何人も、青少年に有害図書等を譲渡し、頒布し、交換し、若しくは貸し付け、又はこれを見せ、読ませ、若しくは聞かせないようしなければならない。

4 知事は、第二項の規定による有害図書等の管理方法又は陳列方法等について、必要があるときは、その改善等について指導助言することができる。

(有害器具等の販売又は貸付けの禁止等)

第十六条 刃物類又は器具類の販売又は貸付けを業とする者は、第十三条第二項の規定による指定のあつた刃物類又は器具類及び第十三条第五項に規定する刃物類又は器具類（以下「有害器具等」という。）を青少年に販売し、贈与し、頒布し、交換し、又は貸し付けてはならない。

2 何人も、青少年が業務その他正当な理由により所持する場合を除き、青少年に有害器具等を所持させないようしなければならない。

(広告物に対する措置命令)

第十七条 知事は、広告物の内容が著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性若しくは残忍性を助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該広告物の広告主又は管理者に対して当該広告物の内容の変更、撤去その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(自動販売機等による図書等の販売等の届出)

第十八条 図書等又は刃物類若しくは器具類を自動販売機又は自動貸出機（以下「自動販売機等」という。）により販売し、

又は貸し付けることを業とする者（以下、「自動販売機等業者」という。）が、自動販売機等により図書等又は刃物類若しくは器具類の販売又は貸付けを行おうとするときは、その販売又は貸付けを開始する日の十五日前までに、当該自動販売機等ごとに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならぬ。

- (一) 自動販売機等業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- (二) 次条第一項に規定する自動販売機等管理者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- (三) 自動販売機等の設置場所
- (四) 収納する物品の種類
- (五) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

- 2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項に変更があったとき、又は当該届出に係る自動販売機等の使用を廃止したときは、その変更があった日又はその廃止した日から十五日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならぬ。
- 3 第一項の規定により届出をした者は、当該自動販売機等に、その利用をしようとする者の見やすい箇所に知事が交付する届出済証をはり付けなければならない。

(自動販売機等管理者)

第十八条の二 自動販売機等業者は、自動販売機等を適切に管理するため、自動販売機等ごとに、当該自動販売機等の管理を行う者（以下、「自動販売機等管理者」という。）を置かなければならぬ。

- 2 前項の自動販売機等管理者は、次に掲げる要件を備えたものでなければならない。
 - (一) 自動販売機等の設置場所が属する市町村の区域内に住所（法人にあっては、事務所）を有していること。
 - (二) 自動販売機等から図書等又は刃物類若しくは器具類を撤去することができること。
 - (三) 前二号に掲げるもののほか、規則で定める要件

(自動販売機等への有害図書等及び有害器具等の収納の禁止)

第十九条 自動販売機等業者又は自動販売機等管理者は、有害図書等又は有害器具等を自動販売機等に収納してはならない。

- 2 自動販売機等業者又は自動販売機等管理者は、自動販売機等に収納した物品が、有害図書等又は有害器具等に該当するに至ったときは、直ちに当該物品を撤去しなければならない。

(適用除外)

第十九条の二 前三条の規定は、青少年入場禁止場所に設置されている自動販売機等であつて、青少年が購入し、又は借り受け

ることができない措置が講じられているものについては、適用しない。

(夜間の興行等への入場禁止)

第二十条 興行者及び客に遊技、図書等の閲覧若しくは視聴、インターネットの利用又はスポーツを行わせる営業で知事が定めるものを営む者（以下、「興行者等」という。）は、夜間（午後十時から午前四時までの間をいう。以下同じ。）に営業を営む場合は、当該営業の場所に青少年を入場させてはならない。

- 2 興行者等は、夜間に営業を営む場合は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該営業の場所に入場しようとする者の見やすい箇所に、青少年の夜間における入場を禁止する旨の掲示をしなければならぬ。

第二十一条 削除

第二十一条の二 削除

(青少年に対する利用カードの販売等の禁止) 第二十一条の三 何人も、青少年に対し、利用カードを販売し、贈与し、頒布し、交換し、又は貸し付けてはならない。

(自動販売機への利用カードの収納の禁止)

第二十一条の四 利用カードの販売を業とする者は、利用カードを自動販売機に収納してはならない。

- 2 前項の規定は、青少年入場禁止場所であつて、店外から購入することができないうちに設置する自動販売機には、適用しない。

(自動販売機による利用カードの販売の届出)

第二十一条の五 前条第二項の自動販売機により利用カードを販売しようとする者は、その販売を開始する日の十五日前までに、当該自動販売機ごとに、公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を公安委員会に届け出なければならない。

- (一) 氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- (二) 届出に係る自動販売機を管理する者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- (三) 自動販売機の設置場所
- (四) 前三号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める事項

第二項

- 2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項に変更があったとき、又は当該届出に係る自動販売機の使用を廃止したときは、その変更があった日又はその廃止した日から十五日以内に、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

- 3 前1項の規定による届出をした者は、当該自動販売機に、その利用をしようとする者の見やすい箇所に公安委員会が交付

する届出済証をはり付けなければならない。

(テレホンクラブ等営業に係る広告物等の制限)

第二十一条の六 何人も、広告物にテレホンクラブ等営業所の名称、所在地若しくは電話番号又は利用カードを販売するための自動販売機の設置場所（以下、「テレホンクラブ等営業所の名称等」という。）を表示してはならない。ただし、和歌山県屋外広告物条例（昭和五十九年和歌山県条例第十号）第六条第二項第一号に規定する自家用広告物等（テレホンクラブ等営業所に係る電話番号を記載したものを除く。）については、この限りでない。

- 2 何人も、テレホンクラブ等営業所の名称等を主として記載した文書、図画その他の物品（以下、「宣伝文書等」という。）を青少年に頒布（青少年が容易に見ることができする方法による戸別の配布を含む。次項において同じ。）し、又は規則で定める多数の青少年が利用する場所（以下、「青少年利用場所」という。）に頒布を目的として置いてはならない。
- 3 公安委員会は、第一項又は前項の規定に違反した者に対し、当該広告物の除去又は当該宣伝文書等の青少年への頒布の禁止若しくは青少年利用場所からの除去その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 4 警察官は、第一項又は第二項の規定に違反する行為が現に行われているときは、当該違反行為をしている者に対し、当該違反行為を中止することを命ずることができる。

(インターネット利用環境の整備)

第二十一条の七 保護者その他青少年の健全な育成に係る関係者は、青少年がインターネットを利用するに当たっては、その利用により得られる情報であつて、その内容の全部又は一部が著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、犯罪を誘発し、又は著しく犯罪性を助長する等青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるもの（以下、「有害情報」という。）を青少年に閲覧させ、又は視聴させないよう努めなければならない。

- 2 インターネットを利用することができる端末設備（以下、「端末設備」という。）を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たっては、フィルタリング（インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう。以下同じ。）の機能を有するソフトウェアの活用その他適切な方法により、有害情報を青少年に閲覧させ、又は視聴させないよう努めなければならない。

- 3 特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第三十七号）第二条第一項第三号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）又は端末設備の販売若しくは貸付けを

業とする者は、その事業活動を行うに当たっては、有性情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないよう、フィルタリングに係る情報その他必要な情報を提供するよう努めなければならない。

第五章 健全育成を阻害する行為の規制

(夜間外出の制限)

第二十二條 保護者は、特別の事情がある場合を除き、青少年を夜間に外出させないように努めなければならない。

2 何人も、保護者の委託又は承諾を受ける等正当な理由のある場合を除き、夜間に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。

(質受け又は買受け等の禁止)

第二十三條 何人も、正当な理由がある場合を除き、青少年から物品を質にとり、買受け、又は質入れ若しくは売却の委託を受けてはならない。ただし、青少年が業として物品を売却する場合は、この限りでない。

(金銭の貸付け等の禁止)

第二十四條 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第三条第一項の登録を受けて貸金業を営む者は、青少年に金銭の貸付け(手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付を含む。)又は金銭の貸付けの媒介をしてはならない。ただし、保護者の委託を受け、又は同意を得たことが明らかなる場合は、この限りでない。

(入れずみの禁止)

第二十五條 何人も、正当な理由がある場合を除き、青少年に対し、入れずみをし、若しくは他人にさせ、又はこれらの行為の周旋をしてはならない。

(いん行又はわいせつ行為の禁止)

第二十六條 何人も、青少年に対し、いん行又はわいせつ行為をしてはならない。

2 何人も、青少年に対し、前項の行為を見せ、又はその方法を教えてはならない。

(指定薬品類の制限)

第二十七條 何人も、指定薬品類を不健全に使用するおそれがあることを知って、青少年にこれを譲渡し、若しくは所持させ、又は青少年に対し不健全に使用してはならない。

(場所提供及び周旋の禁止)

第二十八條 何人も、次に掲げる行為が青少年に対してなされるおそれがあり、又は青少年がこれらの行為を行うおそれのあることを知って、場所を提供し、又はその周旋をしてはならない。

- (一) いん行又はわいせつな行為をすること。
(二) 大麻、麻薬、あへん又は覚せい剤(覚せい剤原料を含む。)を使用すること。

(三) 有害薬品類を不健全に使用すること。

(四) 飲酒又は喫煙をすること。

(非行助長行為の禁止)

第二十九條 何人も、青少年に対し、前条各号に規定する行為若しくは道路交通法(昭和三十五年法律第一〇五号)第六十八條に規定する行為又は家出を行うように勧誘し、あおり、そのおかし、若しくは強制し、又はこれらの行為を行わせる目的をもって金品その他財産上の利益又は便宜を供与してはならない。

2 何人も、青少年を構成員の全部又は一部とする前項に規定する行為(家出を除く。)を行う集団を結成し、指導し、若しくは援助し、又は青少年に対し、これらの行為を行う集団へ加入するよう又はこれらの行為を行う集団から脱退しないように勧誘し、若しくは強制してはならない。

(青少年のテレホンクラブ等営業の利用の禁止)

第二十九條の二 何人も、青少年がテレホンクラブ等営業所に電話をかけ、若しくは入場し、又は宣伝文書等を受け取ることがないようにしなければならない。

第六章 審議会への諮問

(審議会への諮問)

第三十條 知事は、第六条の規定による推奨をし、第十三條第一項若しくは第二項の規定による指定をし、同条第五項の規定による内容の定めをし、又は第十七條の規定による措置を命じようとするときは、和歌山県社会福祉審議会(以下「審議会」という。)に諮り、その意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
2 知事は、前項ただし書の場合には、速やかにその旨を審議会に報告しなければならない。

第七章 補則

(立入調査等)

第三十一條 知事は、この条例の実施のため必要があると認めるときは、青少年の育成保護に従事する者のうち、知事が定めるもの(以下「立入調査員」という。)をして、当該営業の場所に立ち入らせ、調査を行わせ、関係人から資料の提供を求めさせ、又は関係人に対して質問させることができる。

2 立入調査員は、前項の規定による立入りに際しては、関係者にその理由を告げ、かつ、規則で定めるその身分を示す証明書を携帯し、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第三十一條の二 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、利用カードの販売を業とする者に対し、その業務に関して報告若しくは資料の提出を求め、又は公安委員会の定める警

察職員(以下「立入調査警察職員」という。)にその業務に係る営業所及び事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査警察職員が立入調査をするときは、関係者にその理由を告げ、かつ、公安委員会規則で定めるその身分を示す証明書を携帯し、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(適用上の注意)

第三十二條 この条例は、青少年の健全な育成を図るためにのみ適用するものであって、これを濫用し、県民の権利と自由を不当に制限するようなことがあってはならない。

(経過措置)

第三十二條の二 この条例の規定に基づき規則又は公安委員会規則を制定し、又は改廃する場合においては、規則又は公安委員会規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(委任)

第三十二條の三 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第八章 罰則

(罰則)

第三十三條 第二十六條第一項の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
2 第二十五條、第二十八條又は第二十九條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
3 第二十六條第二項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- (一) 第十四條第一項、第十五條第一項、第十六条第一項、第十九條第一項若しくは第二項、第二十條第一項、第二十一條の三、第二十一條の四第一項、第二十二條第二項、第二十三條、第二十四條又は第二十七條の規定に違反した者
(二) 第二十七條の規定による知事の命令に違反した者
(三) 第二十一條の六第三項の規定による公安委員会の命令に違反した者
(四) 第二十一條の六第四項の規定による警察官の命令に違反した者
5 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

- (一) 第十四条第二項、第十八条の二第一項又は第二十条第二項の規定に違反した者
- (二) 第十八条第一項又は第二十一条の五第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (三) 第三十一条第一項の規定による立入り又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、資料の提供を拒み、忌避し、若しくは虚偽の資料を提供し、又は質問に対し陳述を拒み若しくは虚偽の陳述をした者
- (四) 第三十一条の二第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 6 第十八条第二項又は第二十一条の五第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。
- 7 第十八条第三項又は第二十一条の五第三項の規定に違反した者は、科料に処する。
- 8 第二十四条、第二十五条又は第二十六条第一項の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第一項から第四項までの規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。
- (両罰規定)
- 第三十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金又は科料の刑を科する。
- (免責規定)
- 第三十五条 この条例の罰則は、青少年に対しては、適用しない。この条例に違反する行為をしたとき青少年であった者についても、同様とする。

附則

- 1 この条例の施行期日は、規則で定める。
- (昭和五十四年一月規則第三号で、同五十四年一月一日から施行)
- 2 和歌山県少年保護条例(昭和二十六年和歌山県条例第四十一号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。
- 3 この条例の施行前に旧条例の規定により行った処分、手続その他の行為で現に効力を有するものは、この条例の相当規定によつてしたものとみなす。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

- 5 この条例の施行の際現に第十八条第一項に規定する自動販売機を設置している者は、同項の規定する届出を、この条例の施行の日から三十日以内に行つてものとす。

附則(昭和五十八年十二月二十七日条例第三十二号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例施行の際現に貸金業の規制等に関する法律附則第三条第一項の規定により貸金業を営む者は、この条例による改正後の和歌山県青少年健全育成条例第二十四条に規定する貸金業を営む者とみなす。

附則(昭和五十九年十二月二十日条例第三十五条)

- 1 この条例は、昭和六十年二月十三日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(平成四年三月三十日条例第一号)

この条例は、平成四年五月一日から施行する。

附則(平成八年十月十一日条例第四十号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成九年一月一日から施行する。
- (自動販売機等による図書等の販売等に関する経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に図書等又は刃物類若しくは器具類を自動販売機等により販売し、又は貸付けしている者(改正前の和歌山県青少年健全育成条例第十八条第一項に規定する届出を行つていない者を除く。)は、改正後の和歌山県青少年健全育成条例(以下「新条例」という。)第十八条第一項に規定する図書等又は刃物類若しくは器具類を自動販売機等により販売し、又は貸付けようとする者とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同項中「販売又は貸付けを開始する日の十五日前までに」とあるのは、「平成九年一月三十一日までに」とする。
- 3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から平成九年一月三十一日までの間に図書等又は刃物類若しくは器具類の自動販売機等による販売又は貸付けを開始する者に係る新条例第十八条第一項の規定の適用については、同項中「販売又は貸付けを開始する日の十五日前までに」とあるのは、「平成九年一月三十一日までに」とする。

附則(平成九年一月三十一日までに)

- (テレホンクラブ等営業に関する経過措置)
- 4 この条例の施行の際現にテレホンクラブ等営業を営んでいる者は、新条例第二十一条第一項に規定するテレホンクラブ等営業を営む者とする者とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同項中「営業を開始する日の三十日前までに」とあるのは、「平成九年一月三十一日までに」とする。

- 5 施行日から平成九年一月三十一日までの間にテレホンクラブ等営業を開始する者に係る新条例第二十一条第一項の規定の適用については、同項中「営業を開始する日の三十日前までに」とあるのは、「平成九年一月三十一日までに」と、営業を開始しようとする」とあるのは、「営業開始」とする。
- 6 この条例の施行の際現にテレホンクラブ等営業を営んでいる者の当該テレホンクラブ等営業については、施行日から平成九年一月三十一日(同日以前に第四項の規定により読み替えて適用される新条例第二十一条第一項の規定による届出をした場合)においては、その届出をした日(までの間は、新条例第二十一条の二第一項の規定は、適用しない)。
- 7 第四項の規定により読み替えて適用される新条例第二十一条第一項の規定により施行日から平成九年一月三十一日までの間に届出をした者であつてこの条例の施行の際現に営業禁止区域内でテレホンクラブ等営業を営んでいるものの当該届出に係るテレホンクラブ等営業については、当該届出の日から平成十年十二月三十一日までの間は、新条例第二十一条の二第一項の規定は、適用しない。
- (自動販売機による利用カードの販売に関する経過措置)
- 8 この条例の施行の際現に自動販売機により利用カードを販売している者は、新条例第二十一条の五第一項に規定する利用カードの販売しようとする者とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同項中「販売を開始する日の十五日前までに」とあるのは、「平成九年一月三十一日までに」とする。
- 9 施行日から平成九年一月三十一日までの間に新条例第二十一条の四第二項の自動販売機による利用カードの販売を開始する者に係る新条例第二十一条の五第一項の規定の適用については、同項中「販売を開始する日の十五日前までに」とあるのは、「平成九年一月三十一日までに」とする。
- 10 この条例の施行の際現に自動販売機により利用カードを販売している者の当該自動販売機については、施行日から平成九年一月三十一日(同日以前に第八項の規定により読み替えて適用される新条例第二十一条の五第一項の規定による届出をした場合)にあつては、その届出をした日(までの間は、新条例第二十一条の四の規定は、適用しない)。
- 11 第八項の規定により読み替えて適用される新条例第二十一条の五第一項の規定により施行日から平成九年一月三十一日までの間に届出をした者の当該届出に係る自動販売機(青少年入場禁止場所で店外から購入できないところに設置している自動販売機を除く。)については、当該届出の日から平成九年六月三十日までの間は、新条例第二十一条の四の規定は、適用しない。

(テレホンクラブ等営業に係る広告物に関する経過措置)
12 この条例の施行の際現に表示されているテレホンクラブ等営業所の名称等を表示した広告物については、平成九年三月三十一日までの間は、新条例第二十一条の六第一項の規定は、適用しない。

附則(平成十年十二月二十四日条例第三十九号)
この条例は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、第八条第十一号の改正規定(「同法第十八条に規定するダンス教授所等」を改める部分に限る。)は公布の日から施行する。

附則(平成十一年十二月二十四日条例第四十号)
この条例中第二十九条の四第一項に一号を加える改正規定は平成十二年二月一日から、第四条の改正規定は同年四月一日から施行する。

附則(平成十四年三月二十六日条例第十三号)
1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。
2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(平成十六年九月三十日条例第五十一号)
この条例は、平成十七年一月一日から施行する。

附則(平成十八年九月三十日条例第八十六号)
この条例は、平成十九年一月一日から施行する。

附則(平成十九年七月五日条例第六十号)
この条例は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、第二十四条の改正規定は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十五号)の施行の日から施行する。

附則(平成二十年十月三日条例第四十八号)
この条例は、平成二十一年一月一日から施行する。